

## 第1回湯沢市コンパクトなまちづくり計画策定庁内検討会

- 日 時 平成29年8月30日（水）午後1時30分開会  
場 所 湯沢市役所4階41会議室  
日 程 1 開 会  
2 議 事  
1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要  
2) 都市計画マスタープランの全体構想（素案）について  
・まちづくりの課題  
・まちづくりの方針  
3) 立地適正化計画で設定する誘導区域について  
・用途地域内における都市機能を誘導する区域に対する考え方  
・用途地域内における居住を誘導する区域の考え方  
3 閉 会

### 出席委員（23名）

うち1名は、途中より参加

### 欠席委員（4名）

開会 午後 1時30分

#### 1. 開会

**司 会** それでは、ただいまから第1回湯沢市コンパクトなまちづくり計画策定庁内検討会を開催します。ここで、湯沢市コンパクトなまちづくり計画策定庁内検討会会長の建設部長が皆様にご挨拶申し上げます。

**建設部長** はい、みなさん大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。先にお配りしております検討委員会要綱第3条に基づきまして検討会の議長を務めさせていただきますよろしくお願いたします。本日は第1回湯沢市コンパクトなまちづくり計画策定庁内検討会にご案内いたしましたところ、9月定例会の前、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今検討会は、要綱の第2条に規定しており、湯沢市都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の策定を目的としております。平成28年度にこちらの事業に着手しておりまして、平成29年度末までに庁内関係課の皆様と調整を図って計画の策定を行っていきたいと考えております。今後皆様には、

数回お集まりしていただくと予定しております。皆様のご意見を反映させ、庁内の合意を図った計画としたいと考えておりますので、何卒主旨をご理解のうえご協力くださいますようお願いいたします。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

**司 会** はい、それでは、湯沢市コンパクトなまちづくり計画策定庁内検討会要綱に基づきまして、会長が議長となり、議事に移らせていただきます。お願いします。

**議 長** はい、それでは、議事に入ります前に本日の会議の出席委員数の報告をお願いします。

**事務局** はい、本日の委員出席者数は、22名でございます。

**議 長** はい、ありがとうございます。本日の会議は、定数27名に対しまして出席委員の出席数は22名であります。湯沢市コンパクトなまちづくり計画庁内検討会要綱第4条第2項に規定する出席人数に達しておりますので、本日の会議を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

---

### ◎議事

**議 長** それではお配りしております、手元の次第に従いまして、議事の方、進めさせていただきますと思います。それでは始めに、議事の1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について事務局より説明をお願いいたします。

#### [議事1の説明]

**事務局** はい、すみませんが着席して説明させていただきます。最初に資料の確認の方をお願いいたします。事前にお配りしました資料1、2、3、参考資料、本日配ってありますA3版の説明資料、A4版の資料となっております。よろしいでしょうか。それでは、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要に入る前に「都市計画」について、少し説明させていただきます。都市における住居、商業、工業といった土地利用は、似たようなものが集まっていると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができます。しかし、種類の異なる土地利用が混じっていると、互いの生活環境や業務の利便が悪くなります。そこで、都市計画では都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、これを「用途地域」として定めています。

用途地域が指定されている地域においては、建築物の用途の制限とあわせて、建築物の建て方のルールが定められています。これによって、土地利用に応じた環境の確保が図られるようになっていきます。都市における土地利用や道路・公園・下水道など都市基盤となる施設に関する一定の計画を定めて、秩序ある土地利用と都市の発展を目指します。それを実現するためのルールとして各種の規制・誘導、あるいは事業の実施を行うことが都市計画となっています。

「計画の対象範囲について」ですが、湯沢市全体を対象に、都市計画マスタープランを策定します。都市計画区域、ちょうど濃い水色で塗られている箇所ですが湯沢地域の一部に定めており、この都市計画区域で立地適正化計画、まちの中心部、サンロードのバス停から半径500mの円を書いた中で、地区再生計画があり、柳町では街区整備計画のもと、再開発事業に取り組んでいるところです。市の中心部で赤く色塗りしている箇所が用途地域となっております。先ほど述べました、いくつかの種類に区分し、建築物の用途の制限とあわせて、建築物の建て方のルールが定められている箇所です。

それでは、議事1番の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要に入らせていただきます。

こちらの説明資料ですけれども、国土交通省、または秋田県で作成された資料を引用したもの、あるいは加工したものが含まれております。あらかじめ御了承ください。

湯沢市では今後コンパクトなまちの実現を目指しますというお話でございますが、「地方都市の現状と課題」から入らせていただきます。

日本では1980年代から全国各地で市街地の空洞化問題が生じたと言われております。2005年頃からこのコンパクトなまちづくりというものが注目を集めるようになってまいりました。

地方都市の現状と課題について挙げておりますが、皆さんよく耳にされているフレーズだとは思いますが、急速な人口減少、高齢化、都市機能の郊外移転等々、数多くの課題を全国の地方都市が抱えているという状況です。

こういった中で持続可能な地域社会を形成していくためには、部分的な対症療法ではもう間に合わないという状況でありまして、さらに言えばこれまでとは全く逆の都市政策を考え、つくり上げていく時代になったのではないかと言えるかと思えます。

さまざまな課題のうち人口減少について、ちょっとピックアップしてみました。

地方都市においては、今後30年間で2割から3割強の厳しい人口減少が見込まれるとされております。特徴的なのは、老年人口の伸び率は鈍化する一方で15歳から64歳の人口、いわゆる生産年齢人口ですが、こちらが3割から4割減少するというふうに見込まれております。

我が湯沢市はといいますと、やはり同じように生産年齢人口の減少が著しく、2035年から2040年にかけて人口が3万人を割ると推計されております。

参考までに掲載しましたがけれども、県内各市の平成27年国勢調査の人口速報集計結果です。

湯沢市は黄色で塗り潰されております中規模の自治体ということで分類されております。この中規模の自治体の中では減少率8.3%ということで最も高い減少率を示しています。

こちらは、湯沢駅周辺の人口動態です。

かつてから市街地が形成されていまして駅東側、大工町、湯ノ原、佐竹町等々ですけれ

ども、こちらにつきましては平成12年から平成22年までの10年間で22%減少しています。一方で駅の西側、湯沢市の歴史の中では比較的新しい市街地と言えますが、こちらの方は28%増加していると、こういう数字が表れております。

こちらは、人口密度を表したものです。

2010年の人口密度分布図です。この赤く塗られているところが1ヘクタール当たり40人以上の人口密度が保たれているエリアです。少なくとも1ヘクタール当たり40人以上という数字が理想とされておりますけれども、この1ヘクタール当たり40人というのが半径500メートル当たり3,000人というコンビニエンスストアの商業圏とほぼ一致すると言われております。

次に、これが2035年になると、1ヘクタール当たり40人以上のエリアがぼつぼつとスポンジ状になってくる、低密度化が進むというふうに想定されております。

こういったことを背景としまして国におきましては、これからのまちづくりに関する政策の方向性として多極ネットワーク型コンパクトシティというものを打ち出しております。

医療・福祉・商業施設等々の居住とのまとまった立地、そして自家用車に過度に頼ることなくそれらにアクセス可能なまちづくり、そういった必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する、そういったまちづくりを推進するということでございます。

コンパクトシティと言いますと、その言葉からは市内の1カ所にすべての人口を強制的に集約すると、そういったイメージを持たれやすいと思います。そうではなくて、中心となる拠点1つのエリアだけでなく、ある程度のコミュニティが形成されたエリア、または形成させるべきエリアを含めた多極型のコンパクト化を目指すものです。農業従事者が郊外に居住するということは当然の形でありますし、また郊外での暮らしに魅力を感じる方々もいらっしゃると思いますので、そういった方々を全く否定するものではございません。インセンティブを講じながら時間をかけて集約していくと、誘導していく、そういった取り組みです。

なぜコンパクトシティかとありますけれども、コンパクトシティによる効果がいろいろ書かれてあります。一言で言いますと効率的で持続可能な社会の実現に資するものであらうと思います。

こちらも参考までに掲載していますが、我が国の社会状況、財政状況の深刻化ということで、生産年齢人口の減少に伴いまして収支はさらに悪化すると、そういったものを示したものです。

こちらの方は、人口密度と市民1人当たりの行政コストという、人口密度が小さいと行政コストが増大するという、そういう一定の関係があるということを示した資料です。

このコンパクトシティの推進を図るため国におきましては、平成26年に都市再生特別措置法を改正いたしまして立地適正化計画制度というものを創設しております。各自治体において立地適正化計画というものを策定できるということになりました。

これを受けまして、湯沢市でも立地適正化計画の策定に取り組むこととしたわけですが、今年の7月末現在で全国で348の自治体が策定に取り組んでいます。東北管内では32自治体、秋田県では秋田市、大館市、湯沢市、大仙市の4市が策定に取り組んでいるということです。正確に言いますと、取り組んでいることを公表している自治体の数ですが、水面下で取り組んでいる団体を加えますと、その数はもっと増えると思われま

す。この立地適正化計画ですが、どういう計画かと言うと、都市計画区域の中に一定の人口密度を保つべきエリアを設定しまして、そこへ人の居住を集約するという内容の計画です。ただ、先ほども申し上げましたとおり、強制的ではなく緩やかに誘導していくというものです。計画の内容も見直しを行いつつ、概ね20年後にはその成果を見出したいなというふうに考えてございます。計画の性格上、都市計画マスタープランの高度化版という位置づけになりますので、あわせてこの都市計画マスタープランの見直しも行うこととしていま

す。立地適正化計画において定める事項ですけれども、基本的な方針、それから居住を誘導すべき区域とその区域に居住を誘導するために市町村が講ずるべき施策、それと都市機能増進施設を誘導すべき区域と誘導すべき施設を市町村が講ずる施策としております。

17ページに赤字で表示していました居住誘導区域、それから都市機能誘導区域、誘導施設、この3つがキーワードと言えらると思

います。居住誘導区域は、居住を誘導する区域でその下の都市機能誘導区域につきましては、生活に必要なさまざまな施設を誘導する区域でございます。居住誘導区域の中に定めることが基本となります。その都市機能誘導区域に誘導する施設のことを誘導施設と言うわけですが、病

院、診療所、老人デイサービスセンター、幼稚園等々、こういったものが想定されます。この計画区域と誘導区域のイメージですけれども、立地適正化計画の計画区域は都市計画区域、その中に居住誘導区域を定め、さらにその中に都市機能誘導区域を定めるということになります。

それでは、都市計画マスタープランの概要の方に入らせていただきます。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となっております。平成7年に策定された後、平成14年3月に改定され、現在に至っており、目標年次は、平成32年であり、策定後15年が経過しております。

平成17年には、市町村合併が行われ、昨年度、第2次湯沢市総合振興計画が策定されました。

平成18年には、市街地郊外への拡散を抑制し、「コンパクトな都市づくり」を目指した「まちづくり三法の改正」、平成26年には「コンパクト+ネットワーク」の都市づくりを目指した「都市再生特別措置法の改正」、社会情勢が大きく変化しております。都市計画マスタープランの役割として、実現すべき都市の将来像を示し、都市計画の指針となります。

昨年度策定された「第2次湯沢市総合振興計画」を反映し、「湯沢市国土利用計画」、秋

田県で策定している「湯沢都市計画区域マスタープラン」との整合性を図りながら策定します。

計画期間は、概ね20年後の将来像を示し、目標年次を平成50年とし、市民と行政が共有し、湯沢市全域を対象とするものです。その間に、総合振興計画の反映が必要であることから、中間年度で見直しを行うものです。

都市計画マスタープランでは、「全体構想」「地域別構想」「まちづくりの実現方策」を定めます。「全体構想」では、まちづくりの現況や課題を踏まえ、都市づくりの目標と将来都市構造を設定し、「地域別構想」では、湯沢・雄勝・稲川・皆瀬で作成し、地域づくりの目標や地域づくりの方針を設定します。「まちづくりの実現方策」では、都市及び地域づくりの方針に基づき考えられる事業や制度を位置づけ、実施する際の推進体制や計画管理を設定します。

策定体制ですけれども、庁内検討会と学識経験者や関係団体による策定協議会から意見をいただきまして、国土交通省、秋田県と協議し、都市計画審議会へ諮問、答申をいただくという体制になっております。

今後のスケジュールですけれども、立地適正化計画策定と都市計画マスタープランの見直しを並行して進めてまいります。昨年度、都市計画の基礎調査を行い、秋田県で湯沢市をモデル都市とし、秋田県立地適正化計画のガイドラインを策定いたしました。今年度は、そのガイドラインを基に昨年度実施した基礎調査のデータを反映させ、策定していく予定となっております。庁内検討会につきましては、今回を含め3回開催する予定です。本日と2回目は11月開催予定で素案に入ります。3回目でパブリックコメント後に修正した案で開催する予定となっております。策定協議会を3回、住民説明会を4地区で各2回、その後、パブリックコメントを行い、30年3月末に公表の予定となっております。以上です。

**議 長** ただいま、議事の1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について説明がありました。ただいまの説明について、ご質問・ご意見のある方は、挙手の上、お願いいたします。

〔特になし〕

**議 長** 無い様ですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

**議 長** それでは議事を進めさせていただきたいと思います。議事の2) 都市計画のマスタープランの全体構想（素案）について、ということを議題にいたします。事務局より説明をお願いします。

〔議事2の説明〕

**事務局** 都市計画マスタープランの全体構想の考え方について説明させていただきます。先にお渡ししています、資料2 都市計画マスタープランの全体構想素案について抜粋したもので説明させていただきます。

都市計画マスタープランの全体構想は、市全体のまちづくりの基本的な方針を示したものとなります。A3のこちらの資料をご覧ください。A3の3ページ目になります。

まちづくりの課題についてですが、湯沢市の現状や人口の見通しを踏まえて、まちづくりの課題を8つの切り口で整理してみました。

一つ目は人口に係る課題でございます。人口は、これまでの60年間で6割程度まで減少いたしました。今後25年間で、さらに6割程度にまで減少することが想定されます。人口が現象することにより様々な生活サービスが維持できなくなることから地域のコミュニティが弱体化することなどが懸念されるため、交流人口も活用しながら、住み続けられるまちづくりを行う必要があります。

二つ目は土地利用についてですが、これまでは、人口が減少する中でも市街地が拡大し、人口密度は低下してきました。人口密度が低下すると、道路や上下水道などのインフラの維持・管理が非効率になり、維持・管理費が割高になるとともに、商店などの販売効率も下がり閉店する店舗が発生するなど、市民生活の利便性が低下することが危惧されます。また、多くの人が住んでいる市街地では、空き地や空き家が多く発生することも考えられます。そのため、人口の規模に応じた効率的なまちづくりが必要とされます。

三つ目は産業についてです。人口減少により経済規模の縮小が懸念されるため、特徴ある地場産業や地域資源を活かした交流などを促すまちづくりが必要とされます。

四つ目は都市施設である道路や公園、下水道などについてです。観光や物流などの交流を促す東北中央道の整備など、必要な整備を進めるとともに、現在ある機能を適切に維持し続けることが必要とされます。

五つ目は子育てや医療福祉、商業などのサービスを行う都市機能についてですが、人口減少や密度の低下によって利用者が減少し、利用者数の減少に応じ施設の撤退等が発生することで、官民がおこなうこれらの生活サービスが低下することが懸念されます。そのため、これらのサービス機能を持続させるまちづくりが必要とされます。

六つ目は公共交通についてです。湯沢市では、JRと路線バスのほか、乗合タクシーが運行されております。しかし、利用者が減少しており、それにより運行便数が減少し、更に利用者が減少するという傾向があります。今後は高齢化も進み、自動車の利用できない市民が増えることが想定されますので、持続可能な形で公共交通を守り、育てるまちづくりが必要とされます。

七つ目は災害についてです。湯沢市は山や川が多く、土砂崩れや洪水などが想定されます。近年は、気象災害の激甚化のほか、地震や火山活動の活発化が指摘されております。そのため、土砂崩れや洪水などの発生を抑制する取組みのほか、災害が発生してしまった場合でも被害を減らすまちづくりが必要とされます。

八つ目は財政についてです。人口減少や経済情勢から税収が減少しているほか、福祉医療費や様々な施設を維持するために毎年必要な費用が増加しております。そのため、施設の統廃合を進めるほか、より効率的な運営を行い、市民サービスを継続的に提供すること

ができるまちづくりを進める必要があります。

以上が、今後のまちづくりを行う上で、考えなければいけない課題として整理した内容です。

続いて、2. 2都市の将来目標についてです。

先程説明いたしました課題がある中で、湯沢市がどのようなまちを目指すのかという考え方になります。

基本的な考え方として、基本理念と将来像を示しております。

この基本理念と将来像は、湯沢市の最上位の計画である「第2次総合振興計画」の考え方と同じ内容としております。

人のつながりで磨かれるエネルギーあふれる美しいまちを将来像として位置付け、その実現を目指し、医療福祉、教育、文化、産業振興など様々な分野の取組みを行っております。この将来像の実現に向け、まちづくりとして、目指す姿を①～⑤の目標として示しました。

目標の①は、市民の方々とともに歩み続けるまちを目指すとししました。

②は自動車主体の生活だけでなく、徒歩や公共交通を使った生活もでき、ライフステージに応じた生活スタイルを選択できるようにし、住み続けられるまちを目指すとししました。

③は、農業・商業・工業のほか、観光などの産業の活力を支え続けるまちづくりを目指すとして、④は、各地域のコミュニティや文化、地場産業などを継承し、地域の文化を支え続けるまちづくりを目指すとししました。

⑤は、山々などの自然環境を守りながら、防災性を高め、必要な生活基盤が整い、安心・安全に住み続けられるまちづくりを目指すとししました。

以上が、湯沢市が目指すまちづくりの目標についての考え方です。

続いて、資料の方4頁に移ります。

左側の将来都市構造図の方に入ります。将来都市構造は、都市の将来像を実現するためのまちの骨格を示したものです。

「市民生活」や「観光交流」の「拠点」と、拠点や他の都市を結ぶ「軸」により、まちの骨格を示しております。

「市民生活」の拠点としては、湯沢市街地に様々な機能が集積する中央拠点を位置づけ、稲川・雄勝・皆瀬の各支所周辺に各地域の拠点を位置づけております。また、医療福祉の拠点である雄勝中央病院を広域医療福祉拠点として位置付け、「観光交流の拠点」として小安峡温泉・泥湯温泉・秋の宮温泉郷、道の駅「小町の郷」を位置づけております。

これらの拠点を連絡する「軸」として、市外との交流・連携を図る広域連携軸、市内の拠点間を連絡する地域連携軸を位置づけております。

引続き人口減少が継続するため、市民生活の拠点を中心に機能を集約させながら、連携軸に位置づけた公共交通や道路機能を維持・強化することにより、各地域が連携して市民



生活をさせる集約型の都市構造を目指すこととしております。

続いて2.3まちづくりの基本方針についてですが、まちづくりの基本方針は、都市の将来像を実現するために行う取組みの基本的な考え方を示したものです。

土地利用の方針です。図の緑色の部分は、農地や森林を示しており、その他の色は住宅や商業地などの都市的土地利用です。今後は、都市的土地利用の無秩序な拡大を抑制し、各地区の中心部で居住や定住を促して拠点性の維持を図る方針としています。

特に右上の方に示した図の中で、赤色で示している、湯沢駅と市役所の間を中心商業地として位置付け、様々な機能を誘導します。その周りのオレンジ色の地域については、比較的人口密度を高く維持したいと考えています。各地域の支所周辺のピンク色の地域では移住や定住を促しながら、生活サービスの維持を図る方針です。

続いて5頁の道路交通体系の方針です。東北中央道と国道398号の稲庭バイパスの整備を促進します。湯沢市街地内に計画決定されている都市計画道路は、計画決定から数十年が経過しており、整備されていない道路もあることから、計画を見直しながら必要な整備を進めます。その他の道路については、危険な箇所などを改良しながら、橋やトンネルなどを適切に管理して機能の維持を図ります。

次に公共交通体系の方針です。図にはJRと路線バス、乗合タクシーの現在のルートなどを示しております。JRと路線バスを無理なく利用できる範囲として利用圏を示しています。先ほども説明いたしました、市では高齢化により公共交通の重要性が高まると考えており、平成27年度に湯沢駅の駅舎と駅前広場を整備いたしました。今後は、市内の各地域と湯沢駅を結ぶ公共交通について、持続可能な形で維持・強化することで、必要な生活サービスを、公共交通を使って利用できる環境の形成を目指します。

続いて6頁の公園緑地の方針です。公園緑地の配置方針図として現在の主要な公園の配置図を示しております。右側には湯沢市街地に配置している小規模な身近な公園と無理なく公園を利用できる範囲を示しています。赤色の用途地域では、概ね身近な公園を利用できる状況になっております。今後は、現在ある公園を適正に管理し、社会ニーズに応じた機能の見直しなどを進めます。また、数十年まえに計画決定を行ってから整備が出来ていない公園もあることから、計画を見直しながら必要な公園の整備を進めます。

続いて都市環境形成の方針になります。下水道や処理施設の方針を示しています。ゴミ処理場などの施設は民間活力を活かしながら、効率的に現在の機能を維持していきます。また、下水道についても、効率的な維持管理を進めながら、別途定めた計画に基づき、必要な整備を進めてまいります。

続いて、7頁の防災に関する方針です。洪水や土砂災害を抑制するため、河川改修や急傾斜地の対策を進めるほか、山間部の集落などが災害により孤立することが考えられるため、物資の備蓄などを進めます。また、市街地などでは、建物の不燃化や耐震化を促すとともに、狭い道路の拡幅のほか、空き家の適正管理の指導を行い、安心安全なまちづくりを進めます。

最後に都市景観形成の方針についてです。湯沢市には、山々や河川などが多く、様々な景色の背景や観光交流の資源となっております。そのため自然景観の保全を図りながら、各地域の歴史や文化・生活と密着した景観が見られるため、これらの景観の保全を図るとともに、市民とともにより良い景観形成を目指すこととします。

都市計画マスタープランにおける今後のまちづくりの考え方については以上です。

**議長** はい。それでは、議事の2) 都市計画マスタープランの全体構想についてということで、事務局の説明が終わりました。補足して説明させていただきますと、お手元に配っております、資料2、こちらの冊子を概要版として、ただいま説明した内容となっております。こちら資料2を開いていただきまして、ページのほうに青字で内容、それから下のほうに1. 都市の現況と課題、2. 全体構想という項目が書かれておりますけれども、ただいま説明した内容については、1-2. 都市の課題から下の部分について概要版を説明させていただいたという内容になっております。従いまして、都市の現況については説明を割愛させていただいておりますので、その部分につきましては、各担当の方と今後内容を確認していただきまして、修正事項等あれば適宜修正させていただくという内容となるかと思っておりますがよろしく願います。なお、付け加えさせて申し上げますと、この内容の下の部分に、今回お示ししたのは全体構想までということで、このあと地域別構想、まちづくりの実現方策といった項目がこの中に出てくるということで、ご承知置き願いたいということになってございます。補足して説明させていただきました。ただいまの説明内容と、それから説明がなかった部分、都市の現況といった事項でもかまいませんが、ご質問・ご意見のある方、挙手の上、ご発言お願いしたいと思います。

**A委員** はい。

**議長** はい、どうぞ。A委員。

**A委員** はい。生涯学習関係のことで質問させていただきたいんですけれども、私この資料を全部隅々まで読んだわけではないんですけれども、この資料の中で、図書館であるとか、文化会館であるとか、公民館機能をもつ生涯学習施設に言及した部分というのはちょっと見当たらなかったのですけれども、それはとくに今回はなかったのでしょうか。文化会館って例えば、文化交流拠点とかってということで記述は見られたんですけれども、例えば設置されている位置であるとか、その他といった分析を含み見あたらなかったんですけれども、あと、スポーツ施設については参考資料の「都市の現状把握及び将来見通しに関する分析」の中で、観光というところで分析されていたんですけれども、果たしてスポーツ施設というのが「観光」なのかどうかということ、社会教育施設や文化会館、あとスポーツ施設の分類について教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**議長** はい。ただいまの質問は、文化教育施設、それから、第1点目は教育文化施設、第2点目はスポーツ施設の取扱いについて、どのように取扱われていますかというご質問だと思います。事務局のほうでご回答をよろしく願いいたします。

〔事務局が確認・回答を整理〕

**議 長** 事務局あれですか。今日即答できない部分については、内容検討して後日、ご返答差し上げるということにしますか、それともお応えしますか・・・

**A委員** この場での回答はいいと思います。

**議 長** はい、わかりました。そういったことで質問だけを受け取らせていただきますが、みなさんよろしいでしょうか。他になにかございますか。

**B委員** はい。

**議 長** はい、B委員。

**B委員** ちょっとあの、私もまだ詳しく資料全般を見ていないので、今説明を受けた感じの感じなのですけれども、まず当初、コンパクトのまちづくりの計画策定ということで、まず感じを受けているのですけれども、例えば今の資料の説明ですと、例えばまちづくりの基本方針とか色々ありますけれども、この見る限り、現状を維持するための方策ということで、あえてその人口減少に対応したコンパクトなまちづくりの部分というのは、今の説明になかったような感じなんですけれども、それはこのデータとしては、今の説明にあった制度ではその部分は必要ないということなのではないでしょうか。

[事務局が確認・回答を整理]

**議 長** 私、答えても良い？

[事務局がうなづく]

**議 長** B委員、すいません。今日お話しているのは、マスタープランの中の課題とまちづくりの方針というところまでなんです。でこのあと、地域別の構想、それからまちづくりの実現方策、そういったことについてまたご提案させていただくということで、概要版検討会の説明資料の中ですね、1ページを見ていただければよろしいかと思います。1ページの右側の下半分のところでございます。都市計画マスタープランの概要、右側の方でございます。中断のところ、計画の構成ということで、全体構想。で、今日お示したのは全体構想の部分までです。ということで、その下の地域別構想、まちづくりの実現方策。これについては、次回以降の、こういった検討会の中でお示しさせていただく。ということで、具体的その方策、それから体制、そういったものについては次回以降ということでございますので、この計画内容のところ、この項目だけ最初に記載しておけば、今回ご提案した内容、それから次回以降ご提案する内容ということで、お示しすればよかったのかなというふうに思っておりますが、そういったことで、今後検討会の中で、ということで、計画しているということでご理解いただければとおもいますが。課長よろしいでしょうか。

**B委員** はい。

**議 長** その他にございますでしょうか。

**C委員** はい。

**議 長** はい。C委員どうぞ。

**C委員** はい。国土利用計画関係です。今年度、企画課の方で国土利用計画が見直し予定

なっていますので、関連課との協議がこのあと行われる予定になりますので、よろしければお願いします。

**議長** はい。他に何かございますでしょうか。

〔特になし〕

**議長** すいません、私から聞くのもなんなんです。概要版の説明の中に、上下水道うんぬんという説明がございまして、この計画の中には上下水道の上の字が一字一句も出てこないのですけれども、それはなぜなのでしょう。

**事務局** 下水道関係はご存知のように、都市施設という位置づけにあるので、都市公園、道路含めて、都市計画マスタープランの中にできます。で、上水道に関しましては、一つのインフラという扱いの中で、具体的にどのように進めていくかとかっていう記載は出てこないというふうに認識しておるところです。まちづくりの中で、いわゆるインフラの一つである上水道の進め方を、今これから策定する都市計画マスタープラン及び立地適正化計画等を見据えながら、水道事業の方に反映させていっていただければなというところかなというふうに思っているところではあるんですけども。

**議長** 水道事業は水道事業で、水道マスタープランをもって計画を進めておるわけなので、そういった計画との調整というのは、今後どのようにされていくのかなと。まあ補足だけです。私、入ってもなんなので。

他に、この場ではなくても結構なのですが、例えば、C委員がおっしゃいました、国土利用計画の見直しを予定しているとか、こういった計画を策定する予定であるとか、また、既存の計画はこの中にどのように反映されます、といったことがあるとすればですね、担当課のほうに、ご興味なり、ご興味でなくても連絡なり、情報提供していただければ、事務局のほうでそちらのほうにお伺いについて、お話を伺いたいと考えておりますので、なんとかよろしくお伺いしたいと思います。他に何かございますでしょうか。

〔特になし〕

**議長** そうすれば先に進まさせていただきますてもよろしいでしょうか。それでは、議事の3) 立地適正化計画についての説明お願いいたします。

〔議事3の説明〕

**事務局** それでは、立地適正化計画で設定する誘導区域について説明いたします。説明資料の8頁です。対応する資料は、資料3 立地適正化計画で設定する誘導区域となります。先ほど、立地適正化計画について説明させて頂きましたが、改めて、主旨について説明させて頂きます。

立地適正化計画の対象範囲は都市計画区域となります。湯沢市では、湯沢地域の一部が都市計画区域に該当しております。立地適正化計画は、都市計画区域を対象として、人口が減少しても、市民の生活が持続可能となるように、医療・福祉・商業などサービス機能と居住機能の立地を考えて、その実現を図る計画となっております。このまま人口減少が進むと市全域で人口密度やサービス施設が減少し、非効率で生活しづらくなると想定され

るため、現在、商業施設や医療施設など様々な施設が集まっている地域を中心に、その機能を持続可能な形で守り育て、自動車が使えなくなってもその機能を市内各所から利用できるようなまちをつくることを目的としています。

具体的には、都市計画区域内にある用途地域の中に、居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定し、必要な機能や居住をゆるやかに誘導するもので、前の項目で説明した都市計画マスタープランの、湯沢地域の中央拠点の形成と中心商業地や中密度の住居系土地利用の実現を図るものです。

それでは、各誘導区域の設定の考え方について説明いたします。

まず、都市機能誘導区域の設定についてですが、都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能の維持・確保を目指す区域となります。都市機能誘導区域の案を2つの方針に基づいて検討いたしました。

1つ目は、様々な機能をゼロから集めることは現実的ではないため、現在、ある程度の都市機能が集まっている区域に設定することといたしました。2つ目は、区域内の機能は、区域外の各地域に住んでいる市民の生活にも必要な機能ですので、自家用車を使うことができない方でも利用できるようJRやバスが集中する湯沢駅に近い区域に設定することといたしました。この2つの方針に基づいた区域設定の流れを説明いたします。まず、都市機能が集まっている概ねの範囲を抽出しました。生活サービス施設の選択性の図ですが、これは、ある場所から、歩いて利用できる医療・福祉・子育て・商業施設の数を示したものです。オレンジ色が25施設以上、黄色が15～25施設、緑色が10～15施設の利用が可能という図となっております。湯沢駅の西側から市役所周辺までがオレンジ色になっており、様々な施設が歩いて利用できるエリアとなっております。これを確認した上で、建物用途の分布状況を確認しました。(建物用途の分布状況をスクリーンに示す) 図中の赤色や赤紫色の商業施設や官公庁施設の実際の立地状況をみると湯沢駅から市役所周辺に多く分布しております。その上で、湯沢駅からの近さを確認しました。平成26年度国土交通省の都市構造の評価に関するハンドブックによりますと、一般的に駅を利用する際に無理なく歩くことができる距離として800mという距離で示されています。そのため、湯沢駅から800mの範囲を囲みました。これらの状況から、都市機能誘導区域の案を作成し提示させていただきます。

なお、境界は分かりやすくするため、道路や用途地域の境界により具体的な区域の境界を設定しています。

続いて、9頁の居住誘導区域に移ります。居住誘導区域は、一定の人口密度を確保することによって近く的生活サービス機能を維持するとともに、地域のコミュニティを持続的に確保することを目的に設定する区域となっております。居住誘導区域についても2つの方針に基づき案を検討いたしました。1つ目の方針として、現在、比較的便利で、住宅が多い区域を選んでおります。これは、緩やかに居住を誘導する区域として、一定の利便性が必要であるとともに、人口が減少するなかで、新たに大々的な農地などを住宅地に改編することがふさわしくないとの考えによるものです。利便性については、先ほどの都市機能

誘導区域と同じ考え方である、生活サービス施設の選択性の考え方を用いました。図の緑色が10施設以上利用できることから、緑色の範囲を概ねの区域として抽出しました。その上で、建物用途の分布状況を見て、図中の黄色の住宅の立地状況を確認しています。2つ目の方針は、都市機能誘導区域への行きやすさです。自家用車が利用できない方でも都市機能誘導区域を利用できるように、バス停を無理なく利用できる距離として300mを設定し、その利用圏を確認しました。この300mについても都市構造のハンドブックの数値を参考としております。これらの2つの方針から、水色で示す居住誘導区域の案を作成し提示させていただきます。居住誘導区域は用途地域の中に定めることが必要であるため、先ほどと同様に、道路と用途地域の境で具体的な区域を設定しています。また、先に設定した都市機能誘導区域も居住誘導区域に含まれます。一方で、設定した居住誘導区域内の東側は丘陵地となっており、その境界付近には、土砂災害の危険性が高い場所が点在しています。そのような場所は、居住に適した場所ではないため、危険性が高い区域として指定されている範囲については、居住誘導区域から除外することを想定しています。誘導区域案については、次の誘導区域案拡大図1及び2において、位置等をさらに分かりやすくお示ししています。資料の次の頁になります。こちらの図の方が拡大図になっております。

続いて、検討した区域案に対する特記事項についてです。

まずは、設定した区域の規模についてです。居住誘導区域は、用途地域内に設定する決まりとなっておりますが、今回の案は、面積ベースでは用途地域全体の48%程度となっており、人口ベースでは58%を占める規模となっております。人口減少がそのまま進んだ場合、居住誘導区域内の人口は、2040年に2010年から4,400人程度減少することが推計されております。ゆるやかに居住を誘導しながら、この減少数を小さくして、必要な機能の維持を図りたいと考えています。また、湯沢駅の西側の地域の西には雄物川が流れており、最悪のケースを想定した雄物川の洪水想定では、1m程度の浸水が想定されています。そのため、緩やかに居住を誘導する際には、この想定を示すとともに、避難計画などのソフト面から安全性確保を目指すことを考えています。以上が都市機能誘導区域と居住誘導区域の説明となります。

**議長** はい。議事の3)立地適正化計画で設定する誘導区域についての説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問・ご意見のある方、挙手の上、よろしくお願いたします。

**D委員** はい。

**議長** はい、どうぞ。

**D委員** 居住誘導区域に含めない区域ということで、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域、が原則、居住誘導区域に含めない区域としますと書いているんですけども、最後の、浸水想定区域は、浸水が予想されるものの、

避難勧告・指示等のソフト面からの対応を図り、安全・安心な居住環境の確保を目指すこととし、居住誘導区域に含めることとしますというのが、ちょっと矛盾というか、本当にこのまま進めていいのか、思うわけではありますけれども、山と川に挟まれたまちではあるんですけれども、ここを外すとなると、本当に狭い区域まちになってしまうというのものもあるんですけれども、居住誘導区域に誘導するということは、何かしらの助成、または税政的な施策を施すということになると思うんですけれども、浸水地域に、本当に災害があったときに、そこら辺はいかがでしょうか。

**議長** はい。それでは、回答をお願いします。

**事務局** はい。なかなか悩ましいところの設定だったんですけれども、基本的に、国交省で示している、浸水区域の想定については、堤防が決壊したという基に、想定されているものとなっています。このエリアを入れる、外すという議論は中でもあったんですけれども、土砂災害等に比べまして、ある程度予測できる、避難体制が確保できるというような、現時点では、雄物川堤防も、この区域に関しては、成立していることから、あとはこの部分を外すと、なかなか、今、最初のほうの説明でもありまして、駅の西側においてはある程度の人口密度が、増加・維持されている区域ということもあることを踏まえて、設定したということです。ご指摘のとおり、土砂災害は、特別警戒区域は外して、浸水想定区域のほうは、入れる、というのはいったん矛盾している部分もあろうかと思いますが、そのような避難体制ソフト的な施策が講じられやすいところから、判断して今回エリアに入れたということです。なお、大仙市においては、ご存知の通り、駅周辺地区も浸水被害想定区域に設定されておる中で、今、立地適正化計画を進めておりますが、当然そうすると、大仙市においては、こういった誘導区域も設定できないというようなところもありまして、そちらのほうの情報提供もいただきながら、今回設定したということで、設定（案）として提示しているところです。

**議長** いかがでしょうか。

**D委員** まあ、私が、とくに納得するとかしないとかという問題ではなく、これが公に説明できる話なのかというのが問題なわけでありまして。まあ再検討等したらいかがかなと私は思いますけれども。

**議長** はい。では、ご意見として考えさせていただくということでよろしいでしょうか。

**D委員** はい。

**議長** 他に何かございますか。

**C委員** はい。

**議長** はい、C委員をお願いします。

**C委員** 居住誘導区域についてですが、青で示された部分の面積は、JR挟んでどれくらいの面積になっているのでしょうか。東側と西側。で、面積がでたときに、想定している人口密度があると思うんですけれども、その人口密度をかけた場合に、全体でそれぞれどれくらいの居住を想定しているのかというのが分かれば教えていただきたいんですが。

〔事務局が確認・回答を整理〕

**事務局** 今、手持ちされていないので、追って。

**C委員** いずれ20年かけ、計画目標年度が20年度後という設定だとすれば、20年かけてそれが全部満たされた場合に、どんな人口になっているのかと、それが計画としてどうなっているかというのが知りたいということでした。

**議長** はい。それでは今の質問について、後ほど、回答ということで対応をさせていただきたいと思います。そのほかに何かございますでしょうか。

〔特になし〕

**議長** 今日この場で、ご質問・ご意見等なくても後ほど、担当事務局のほうに気づいたことがあれば、教えていただければ大変ありがたいというふうに思います。また大変お忙しい中お集まりいただきましたので、ここは、この場の方で一旦議事の方は、仕切らせていただきたいと思いますよろしくお願いします。それでは、今日ご提案させていただきました議事の1)～3)については、これをもちまして、終了させていただきますが、事務局より連絡事項があるようですので、お願いいたします。

**事務局** はい、本日お配りしてあります資料の中で修正箇所等があれば、教えていただければ、個別に対応していきますので、よろしくお願いします。また、次回の会議につきましては11月9日を予定しております。また、掲示板などで皆様にご案内させていただきますので、その際はよろしくお願いします。時間は、一応午後から、11月9日1時半から。

**議長** 事務局からの連絡が終わりました。私が会を閉じていいのかな。はい、あの議事の進行だけということでしたが、第1回湯沢市コンパクトなまちづくり計画策定庁内検討会を終了させていただきます。ありがとうございました。

---

閉会 午後 2時45分